

平成27年（2015年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成27年12月1日（火曜日）

招集年月日 平成27年12月1日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年12月1日（火）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑 正量		

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	井谷 哲
海山総合支所長	上村康二	教 育 長	村島赳郎

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の1）

- 第1 発議第4号 議長の選挙

追加議事日程（第1号の2）

- 第2 副議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の3）

- 第3 発議第5号 副議長の選挙
- 第4 発議第6号 常任委員会委員の選任について

追加議事日程（第1号の4）

- 第5 発議第7号 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
- 第7 発議第9号 紀北広域連合議会議員の選挙
- 第8 発議第10号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第9 発議第11号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
- 第10 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について
- 第11 議案第64号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の5）

- 第12 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

10番 玉津 充

11番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

東 清剛議長

皆さん、おはようございます。

本臨時会に先立ちまして、11月5日任期半ばにおいて逝去されました、平野倅規議員のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷を捧げたいと思いますので、皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

(黙 祷)

東 清剛議長

ありがとうございました。

本日の会議を開く前に少しお時間をいただきたいと思います。

町長より、報告の申し出がありますので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件のご報告をさせていただきます。報告につきましては、広域による新たなごみ処理施設の建設についてでございます。

新たなごみ処理施設の建設にあたっては、ごみの集約化による処理の効率化、安定稼働、経費削減等の観点から、東紀州5市町の広域による合同建設の可能性について検討を重ねてまいりました。

このほど、5市町合同による、ごみの処理施設建設を前向きに検討していくことについて、各首長同士が了承いたしましたので、ご報告させていただきます。

以上をもちまして、本議会臨時会にあたりましての報告とさせていただきます。以上です。

東 清剛議長

それでは、定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東 篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成27年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

なお、本日の臨時会においては、行政番組まちの話題の収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

東 清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

10番 玉津 充君

11番 奥村武生君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東 清剛議長

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

東 清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月24日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。まず、本臨時会において付議された事件は、議長辞職の許可であります。

辞職の許可が認められたら、直ちに議長選挙が行われるため、議長の選挙の議案が追加され、その後、新たに就任された議長に対し、副議長の辞職願が提出されることになります。

なお、副議長辞職の許可のほか、議会の組織構成に関する議案が追加される予定でありますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、竹内副町長、村島教育長、堀総務課長、井谷財政課長、上村支所長の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程にもありますように、本会議における私の職務は終わりました。

ここで、副議長と交替いたします。

太田哲生副議長、よろしく願いいたします。

東 清剛議長

暫時、この場で休憩いたします。

(午前 9時 34分)

太田哲生副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 35分)

太田哲生副議長

ただいま、議長より交替の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは議事を進めます。

日程第4

太田哲生副議長

議長、東 清剛君から議長の辞職願が提出されています。

日程第4 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、東 清剛君の退場を求めます。

(東 清剛議員：退場)

太田哲生副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

議長辞職の許可、東 清剛君から、一身上の都合により議長の職を辞したい旨の申し出があったので、地方自治法第108条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月1日

紀北町議会副議長 太田哲生

次のページをお願いします。

平成27年11月20日

紀北町議会副議長 太田哲生 様

紀北町議会議長 東 清剛

辞職願

このたび、一身上の都合により、平成27年11月30日をもって、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

太田哲生副議長

お諮りします。

東 清剛君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

太田哲生副議長

異議なしと認めます。

したがって、東 清剛君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

東 清剛君の除斥を解きます。

(東 清剛議員：入場)

太田哲生副議長

東 清剛君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いいたします。

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

議長退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。1年前、議員の皆様を選任いただき、議長に就任いたしました。もとより浅学非才の私が議長の職務を大過なく務めることができましたのは、議員の皆様、また、町長をはじめ執行部の皆様のご協力の賜物だと、衷心より感謝申し上げるところでございます。

振り返りますと、4月の紀北作業所の竣工、6月末の始神テラスのオープン、また、10月11日の合併10周年記念式典と、紀北町の節目に立ち会わせていただくことができました。今後、一議員として、本町の発展、住民福祉の向上に取り組む所存でございますので、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

太田哲生副議長

議長の職務、どうもご苦労様でした。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

太田哲生副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・議案の配付)

太田哲生副議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第1

太田哲生副議長

追加日程第1 発議第4号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口の閉鎖をします。

(議 場 の 閉 鎖)

太田哲生副議長

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番 中津畑 正量君、14番 平野隆久君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

太田哲生副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投 票 箱 の 点 検)

太田哲生副議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の大西瑞香君から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

太田哲生副議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

中津畑 正量君、平野隆久君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

太田哲生副議長

立会人の方、ご苦労さまでございました。席にお戻りください。

(立 会 人 着 席)

太田哲生副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票

うち有効投票15票

無効投票0票です。

有効投票のうち

瀧本 攻君 12票

中津畑正量君 2票

東 清剛君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、瀧本 攻君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

太田哲生副議長

ただいま、議長に当選された瀧本 攻君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

瀧本 攻君。

瀧本 攻新議長

ただ今、ご選任をいただきました瀧本でございます。本当にありがとうございました。来年度は大きな事業が山積しておりますけども、我々議員一同、一生懸命になって、町の発展、ま

た、活性化に私も専念したいと思いますので、活発な議論を議会でいただきたいと思います。
どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

太田哲生副議長

以上をもちまして、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。
議長、議長席にお着き願います。

太田哲生副議長

議長交替のため、10時05分まで休憩といたします。

(午前 9時 52分)

瀧本 攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 06分)

瀧本 攻議長

ただいま、休憩中に太田哲生君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第2として
議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決
定いたしました。

追加日程第2

瀧本 攻議長

追加日程第2 副議長辞職の許可を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、太田哲生
君の退場を求めます。

(太田哲生議員：退場)

瀧本 攻議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

平成27年12月1日

紀北町議会議長 瀧本 攻様

紀北町議会副議長 太田哲生

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

瀧本 攻議長

それでは、お諮りいたします。

太田哲生君の副議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、太田哲生君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

太田哲生君の除斥を解きます。

(太田哲生議員：入場)

瀧本 攻議長

太田哲生君、ただいま、副議長の辞職が許可されました。

ここで副議長退任のご挨拶をお願いいたします。

太田哲生君。

5番 太田哲生議員

この1年間、副議長として、東議長とともに大過なく全うできましたのも、議員の皆様、行政の皆様方のご指導、ご鞭撻の賜物と感謝申し上げます。今後も、町政の発展と議会前進のため、一層の尽力をしてみたいと思っておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本 攻議長

太田副議長、どうも1年間ご苦労さまでございました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いません。なお、委員会条例第1条の規定による、常任委員会委員の選任もあわせて日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・追加議案の配付)

瀧本 攻議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第3

瀧本 攻議長

追加日程第3 発議第5号 副議長の選挙を行います。

本件も、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口の閉鎖をいたします。

(議 場 の 閉 鎖)

瀧本 攻議長

ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番 東 清剛君、12番 東 篤布君のご両名を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

(投票用紙の配付)

瀧本 攻議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

瀧本 攻議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の大西瑞香君から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

瀧本 攻議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

東 清剛君、東 篤布君、よろしくをお願いいたします。

(開票)

瀧本 攻議長

立会人の方、ご苦勞様でございました。席にお戻りください。

(立会人着席)

瀧本 攻議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票

うち有効投票15票

無効投票0票です。

有効投票のうち

樋口泰生君 13票

近澤チヅル君 2票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、樋口泰生君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

瀧本 攻議長

ただいま、副議長に当選された樋口泰生君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、副議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

樋口泰生君。

樋口泰生副議長

このたび、副議長に選出いただきまして、誠にありがとうございます。議長を補佐し、円滑な議会運営に、微力ではありますが尽力してまいります。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本 攻議長

副議長、よろしくをお願いいたします。

追加日程第4

瀧本 攻議長

次に、追加日程第4 発議第6号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり、総務産業常任委員会委員に、奥村 仁君、樋口泰生君、太田哲生君、東 清剛君、平野隆久君、中津畑 正量君、それと私、瀧本 攻でございます。

教育民生常任委員会委員に、大西瑞香君、原 隆伸君、近澤チヅル君、入江康仁君、家崎仁

行君、玉津 充君、奥村武生君、東 篤布君、以上のとおり指名いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員につきましては、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、直ちに各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

瀧本 攻議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで午後1時まで休憩といたします。

(午前 10時 29分)

瀧本 攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本 攻議長

まず、各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務産業常任委員長に 奥村 仁君

同じく副委員長に 太田哲生君

教育民生常任委員長に 入江康仁君

同じく副委員長に 奥村武生君

以上のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づく一部事務組合議会議員の選挙が必要であることから、ただいま、お手元に配付しました追加議事日程第1号の4のとおり、これを日程に追加し、追加日程第5から第11とし、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第5ほか7件につきましては、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5

瀧本 攻議長

追加日程第5 発議第7号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。それでは指名いたします。

議会運営委員について、委員会条例第8条第4項の規定により、太田哲生君、家崎仁行君、東清剛君、奥村 仁君、平野隆久君、入江康仁君、以上の6人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定いたしました。

瀧本 攻議長

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

(午後 1時 03分)

瀧本 攻議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 20分)

瀧本 攻議長

正副委員長の互選結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に 家崎仁行君
同じく副委員長に 太田哲生君
以上のとおり決定いたしました。

追加日程第6～追加日程第9

瀧本 攻議長

お諮りいたします。

追加日程第6 発議第8号から追加日程第9 発議第11号までの4件については、一括で議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6から追加日程第9までの4件については一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 発議第9号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第10号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第11号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の4件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、奥村 仁君、平野隆久君、原 隆伸君、私、瀧本 攻の4名で
ございます。

紀北広域連合議会議員に、奥村 仁君、入江康仁君、奥村武生君、近澤チヅル君、大西瑞香
君、私、瀧本 攻、以上6人でございます。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、奥村 仁君、中津畑 正量君の2名でございます。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、入江康仁君、家崎仁行君、太田哲生君、東 清剛君、東 篤
布君の5名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組合
議会議員の当選人となったことを告知いたします。

追加日程第10

瀧本 攻議長

次に、追加日程第10 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法については、選挙によることとし、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員は2人として、入江康仁君と太田哲生君のご両名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、指名した2人を議会推薦の農業委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、ただいま議長が指名した、入江康仁君、太田哲生君のご両名を推薦することに決定いたしました。

また、任期については、全員協議会で決定したとおり平成30年6月30日とすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第11

瀧本 攻議長

追加日程第11 議案第64号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、玉津 充君の退場を求めます。

(玉津 充 議員：退場)

瀧本 攻議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第64号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議員のうちから選任された監査委員が平成27年11月30日をもって、退職されたことに伴い、新たに議長からご推薦をいただきました玉津 充氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日、提案いたしました人事案件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第11 議案第64号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

玉津 充君の除斥を解きます。

(玉津 充議員：入場)

瀧本 攻議長

玉津 充君、ただ今、監査委員の選任について、同意がされました。監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

監査委員の選任に同意をいただきまして、ありがとうございます。任期中、一生懸命職務に励みたいと思いますので、皆様のご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ですが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本 攻議長

ありがとうございました。

瀧本 攻議長

この場で、自席で暫時休憩いたします。

閉会中の継続調査申出書の配付をさせていただきます。

(午後 1時 31分)

瀧本 攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 32分)

瀧本 攻議長

各常任委員長並びに議会運営委員長などから閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第12

瀧本 攻議長

追加日程第12 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長から、別紙のとおり平成28年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から挨拶の申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日まで議会運営につき、多大なご尽力をいただきました、東 清剛前議長、太田哲生前副議長におかれましては、1年間にわたりいろいろご指導を賜りましたことを、衷心より御礼を申し上げます。また、本日、新たに就任されました、瀧本 攻議長、樋口泰生副議長をはじめ、新たに常任委員会ほか、各委員等に選任されました議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、町民の皆様方とともにさまざまな重要課題に対し、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、これま

で以上に、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、本日の臨時会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

瀧本 攻議長

それでは、これで平成27年第4回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 35分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 2 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会副議長 太田哲生

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生